

特定非営利活動法人埼玉環境カウンセラー協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人埼玉環境カウンセラー協会（略称：NPO.SECA）という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、現在の地球環境は、温暖化、酸性雨、オゾンホールの問題など、悪化の一途をたどっていると認識し、この状況を改善し、人類をはじめとする多くの動植物が安心して住むことのできる「美しい空」、「清い水」そして「緑の大地」のある地球環境を展望し、市民、事業者及び行政機関のパートナーシップの形成に努め、環境保全活動を推進することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 消費者の保護を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ア 環境保全のための社会啓発を目的とした講習会の開催
 - イ 環境教育のための講師の派遣
 - ウ 環境活動を行う行政機関及び団体等に対する助言、提言、指導、援助及び協働活動
 - エ その他、この法人の目的を達成するために必要とする事業

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意志をもつ個人又は団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で会長に申し込むものとし、会長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 会長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 本人から退会の申し出があったとき
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で会長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、正会員総数の2分の1以上の出席正会員数をもって開催される総会において、出席正会員数の2分の1以上の同意をもって除名することができる。この場合、この会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第3章 役員及び職員

(役員の種類、定数及び選任等)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6人以上15人以内
- (2) 監事 2人以内

2 理事のうち、会長を1人、副会長を2人から3人おくものとする。

3 理事及び監事は、総会において選任する。

4 会長及び副会長は、理事の互選とする。

5 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(役員職務)

第14条 会長は、この法人を代表し、業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。

3 理事は理事会を構成し、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (2) この法人の財産の状況を監査すること
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

(役員任期)

第15条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員の辞任による補充のため、また増員により就任した役員の任期は、前任者又は現任者の任期の残余期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その業務を遂行しなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第 17 条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったとき、又は心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるときは、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席正会員数をもって開催される総会において出席正会員の 2 分の 1 以上の同意を得て、その役員を解任することができる。この場合には、その役員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第 18 条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の 3 分の 1 以下でなければならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局長その他の職員を置くことができる。

2 前項の事務局長その他の職員は、会長が任免する。

3 事務局長は、会長を補佐しこの法人の庶務を行う。

4 事務局は、定款ならびに事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書等（以下「事業報告書等」という）役員名簿、会員名簿、総会及び理事会議事録等を閲覧できるよう備えて置かなければならない。

第 4 章 総会

(総会の種類)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(総会の構成)

第 21 条 総会は正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 事業計画及び収支計算並びにその変更

(4) 事業報告及び収支計算

(5) 役員の選任又は解任、職務、報酬

(6) 会費の額

(7) 解散した場合の残余財産の処分

(8) 会員の除名

(9) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(総会の開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき

(2) 正会員総数の5分の1以上のものから、会議の目的たる事項を記載した書面若しくは電子メールにより開催の請求があったとき。

(3) 第14条第4項第4号に基づき監事が招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。

2 会長は前条第2項第2号の場合には、請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を示した書面により、会議の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、総会に出席した理事の互選により選任する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第27条 総会の議事は、この定款に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 総会において、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。

ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の2分の1以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員はその事項について、表決権を行使することができない。

(総会における書面表決等)

第28条 やむをえない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の個人正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者にあつてはその旨を付記すること。）

(4) 議長の選任に関する事項

(5) 審議事項

(6) 議事の経過の概要及び議決の結果

(7) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した個人正会員のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が記名、押印しなければならない。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第30条 理事会は理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 31 条 理事会はこの定款に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
- (4) 委員会、部会等の設置及び解散に関する事項
- (5) その他、この法人の運営及び執行に関する事項

(理事会の開催)

第 32 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の 4 分の 1 以上の者から会議の目的を示して開催の請求があったとき
- (3) 監事から招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第 33 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 号の場合には請求があった日から 20 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集する場合には、理事会の目的たる事項、その内容、日時及び場所を示した書面若しくは電子メールにより、理事会の日の 5 日前までに理事に通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 34 条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第 35 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した理事の 3 分の 2 以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(理事会における書面表決)

第 37 条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合において第 35 条及び第 36 条第 2 項並びに次条第 1 項第 3 号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者にあつてはその旨を付記すること。）
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人 2 人が記名、押

印しなければならない。

3 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

4 理事会が必要と認めた場合には、役員以外の会員も理事会に出席し、意見を述べるができる。ただし、議決に加わることはできない。

第6章 資産及び会計等

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

2 この法人の資産は、これを分けて会計区分に基づいて区分して管理する。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法に定めるところに従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、次のとおり区分する。

- (1) 特定非営利活動に係わる会計

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。
- 3 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。
- 4 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 総会の議を経た事業報告書等、法第28条で定める書類は、事務所に備置くとともに、事業年度終了後3月以内に所轄庁に提出しなければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第46条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の2分の1以上の議決を経、かつ、法に定める軽微な事項に係わる定款の変更の場合を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 47 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第 1 号の事由により解散する場合は、正会員の 2 分の 1 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 解散のときに存する残余財産は埼玉県に帰属させるものとする。

(合併)

第 48 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 2 分の 1 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 8 章 雑則

(公告の方法)

第 49 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、この法人の会報及び官報に掲載する。ただし、特定非営利活動促進法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

(施行細則)

第 50 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て会長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

会 長	伊藤安男	理 事	田野 實	理 事	秋元智子
副会長	上田隆一	〃	永倉邦男	〃	上領園子
〃	池上公子	〃	中村 章	〃	竹内 正
理 事	米山 稔	〃	本橋亮一	〃	上田範文
〃	川口尚文	〃	岩崎 登	監 事	前田 穂
〃	小肥 博	〃	堀川裕巳	〃	福永幸治

3 この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定に関わらず、成立の日から平成 17 年 6 月 30 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、この定款の規定に関わらず、設立総会で定めるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定に関わらず、成立の日から平成 16 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、この定款の規定に関わらず、次に掲げるものとする。

(1) 正会員

6,000 円/年

(2) 賛助会員

個人会員：1口、1,000円/年、法人会員：1口、3,000円/年

附則

定款第49条ただし書きの規定は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成28年法律第70号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。